

## 第4次函館市男女共同参画基本計画の策定について

### 1 趣旨

函館市では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、さらには、平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年には、同条例に基づく「第2次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」、平成30年には「第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」を策定し、各種施策を推進してきたところである。

第3次計画は令和9年度までの計画期間であることから、引き続き男女共同参画の意識づくりをはじめ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めていくため、第3次計画を継承しながら、計画の進捗状況や令和8年に実施する市民・事業者意識調査の結果を踏まえるとともに、国等の動向や、社会情勢を勘案し、新たに「第4次函館市男女共同参画基本計画」を策定する。

### 2 「第4次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン」策定の方向性

#### (1) 計画の期間

現計画は計画期間を10年間としていたが、社会情勢の変化への対応を可能とするため、国の計画期間に合わせて5年間とすることを基本としたい。

また、国計画の始期と市計画の始期に2年間の差があることから、次期計画では、その差を縮め、本市の計画策定にあたり国の計画を勘案することが可能となるよう、第4次計画については期間を4年間とし、令和10年度（2028年度）から令和13年度（2031年度）までとしたい。

国： 第5次 令和3～7年度（5年間）    市： 第3次 平成30～令和9年度（10年間）  
 第6次 令和8～12年度（5年間）        第4次 令和10～13年度（4年間）  
 第7次 令和13～17年度（5年間）        第5次 令和14～18年度（5年間）

※ 国の計画の内容を反映させるため、始期を1年ずらす

#### 【イメージ】

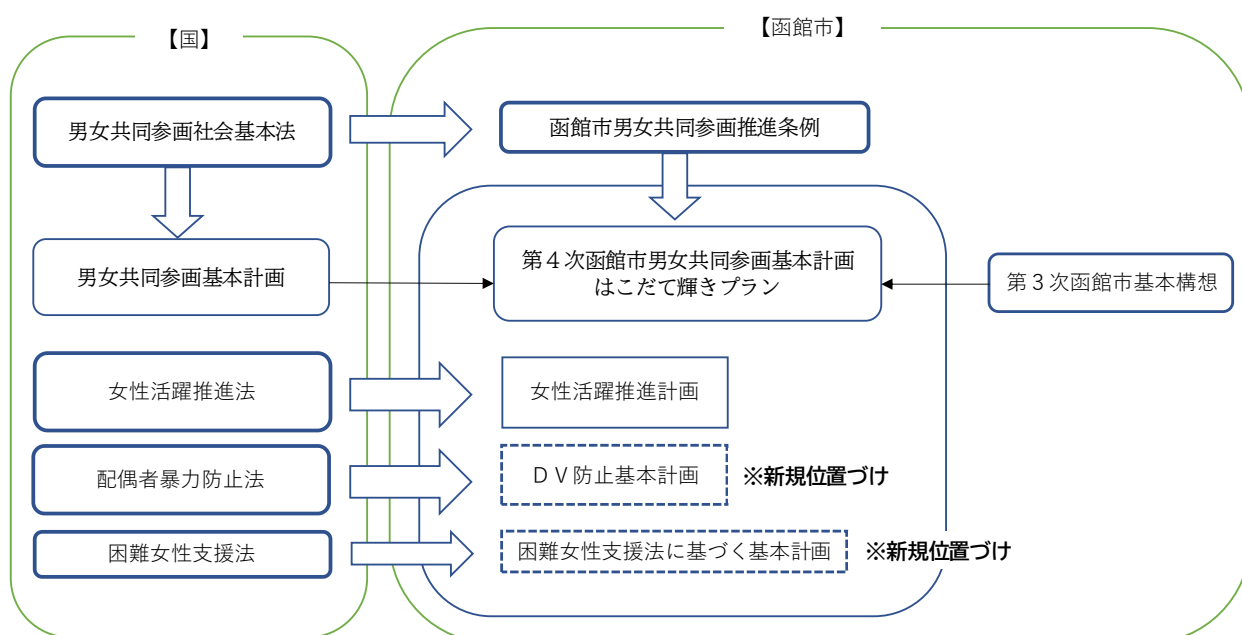
| 年度 | H30 | R1 | 2              | 3 | 4       | 5 | 6 | 7 | 8 | 9        | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
|----|-----|----|----------------|---|---------|---|---|---|---|----------|----|----|----|----|----|
| 国  |     |    |                |   | 第4次(現行) |   |   |   |   | 第5次      |    |    |    |    |    |
| 市  |     |    | 第3次(現行) (10年間) |   |         |   |   |   |   | 第4次(4年間) |    |    |    |    |    |

※5年経過時に中間見直しを行った

## （２）他法に基づく基本計画を位置付けることについて

近年、女性をめぐる課題は複雑化、多様化している中、女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会を実現していくことが求められていることなどから「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が制定されている。

本市においては、これまでも困難な問題を抱える女性を支援する様々な事業を実施しているところであるが、これらの施策を男女共同参画社会の実現に向け、より体系的に推進するため、本計画をＤＶ防止法および困難女性支援法に基づく基本計画として位置付けることとしたい。



### 【参考】他都市の状況（男女計画への位置づけ）

| 市名  | 女性活躍推進計画 | DV防止基本計画                     | 困難女性支援計画 | 計画期間                |
|-----|----------|------------------------------|----------|---------------------|
| 札幌市 | ○        | ○                            | ○        | R 5～R 9             |
| 小樽市 | ○        | ○                            | 未定       | R 5～R 14            |
| 旭川市 | ○        | ※別計画として策定しているが、中間見直しにおいて統合予定 |          | R 3～R 12 (中間見直し作業中) |
| 室蘭市 | ○        | ○                            | 未定       | R 6～R 15            |
| 釧路市 | ○        | 未定                           | 未定       | H 30～R 9            |
| 帯広市 | ○        | ○                            | ○        | R 2～R 11            |
| 北見市 | ○        | 未定                           | 未定       | H 30～R 9            |